

令和元年 12月 10日

重要インフラ事業者等 御中

内閣官房内閣サイバーセキュリティセンター（NISC）からの情報をお送りします。

識別番号：T470

注意喚起

情報共有範囲：White＝公開情報

情報の内容

今般、リース契約により返却した情報システム機器において、廃棄委託業者による情報流出事案が発生したことを踏まえ、注意喚起を行うもの。

対処方針

重要インフラにおける情報セキュリティ確保に係る安全基準等策定指針（第5版）（以下「指針」）において、重要インフラ事業者等の経営層の在り方によっては、自社の取組が社会全体の発展にも寄与することを認識し、サプライチェーン（ビジネスパートナーや子会社、関連会社）を含めた情報セキュリティ対策に取り組むことを求めています（指針Ⅱ.4.1.2(1)経営層のコミットメント 参照）。

具体的には、以下の点に改めて留意してください。

・業務の外部委託先選定の際には、事業上の要求事項に加えて、アクセスされる情報の分類や認識されたリスク等を考慮する（指針Ⅱ.4.1.3(2)(7)人的資源のセキュリティ（外部委託） ●委託前の対応事項（選定・契約条件） 参照）。

・委託先に対する情報セキュリティに関する要求事項が確実に遂行されるよう、委託先の取組状況を定期的に確認し、必要な改善を求める（同 ●委託期間中の対応事項 参照）。

・装置の処分や再利用においても情報漏えいの可能性を考慮する（指針Ⅱ.4.1.3(2)(8)物理的及び環境的セキュリティ ●装置の管理 参照）。

参考

重要インフラにおける情報セキュリティ確保に係る安全基準等策定指針（第5版）

(<https://www.nisc.go.jp/active/infra/pdf/shishin5rev.pdf>)